

(令和 6 年度) 第 22 回堺市消費生活審議会議事録要旨

**令和 6 年 8 月 23 日 (金) 午前 10 時～11 時 30 分
堺市役所本館 3 階 第 3 会議室**

1. 出席状況

(1)委員の出席状況 (50 音順 敬称略)

出席委員 (13 人)		欠席委員 (1 人)
亀田 孝子	橋野 博	植村 知佐子
笹川 明道	花田 尚美	
重光 正美	平野 次郎	
鈴木 康郎	平野 祐子	
中野 貴文	吉井 美奈子	
西川 良平	吉岡 康博	
西野 里奈		

(2)出席職員

市民人権局長	高屋敷 秀樹
市民生活部長	古谷 貴紀
消費生活センター所長	松村 由紀
事務局	東野 明子
	澤田 和久
	中河 真弓
	浅田 智希
	上畑 孝美

2. 議題等

- 議事案件 1 委員紹介について
- 議事案件 2 第 3 期 堺市消費者基本計画 令和 4・5 年度実施状況について
- 議事案件 3 堺市消費者安全確保地域協議会設置について
- 議事案件 4 堺市消費者教育コーディネーター設置について
- 議事案件 5 第 4 期 堺市消費者基本計画策定について

3. 議事録

<議事案件 1> 委員紹介について

事務局より資料 1「堺市消費生活審議会 委員名簿」に基づき、委員の紹介を実施。

また笹川会長より議事録署名人を亀田委員と重光委員に依頼し、承認となる。

<議事案件 2> 第 3 期 堺市消費者基本計画 令和 4・5 年度実施状況について

【笹川会長】

それでは、議事案件 2「第 3 期 堺市消費者基本計画 令和 4・5 年度実施状況について」、事務局から報告願います。

【事務局】

令和 4 年度、5 年度の消費者基本計画、施策実施状況について報告を行う。

第 3 期堺市消費者基本計画は、4 つの基本目標を掲げており、基本目標と指標を設定。

基本目標 1 消費生活の安全・安心の確保

指標(1)「消費生活の安全・安心の確保」について、こちらは条例違反の恐れがある業者の指導等の実施及び氏名公表を行った実績だが、令和 4・5 年度とも実績は 0 件であった。

但し、令和 5 年度は、消費生活相談のあっせん・調整の中、事業者に実際センターに来てもらい、お願いベースとはなるが、契約の問題点を指摘し対応を要請することに注力した。

基本目標 2 消費者の自立支援

指標(2)は消費生活センターの認知度で、毎年本市の市政モニターアンケートで調査しており、令和 5 年度は 93.5%と向上している。

指標(3)は、学校への情報提供となっており、本市には市立の学校が 138 校あり、内訳は小学校、中学校、支援学校、高等学校が 1 校。小学校以外の 46 校では、情報提供ということで DVD やチラシを送っている。小学校とどのような関係を築けるかが今後の課題となっている。

基本目標 3 消費者被害の救済

指標(4)あっせんによる解決率については、令和 4・5 年度とも 91%あまりと目標を達成している。

基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応について

指標(5)の「消費者安全確保地域協議会」の設置ですが、地域と消費者団体、福祉関係機関等と消費生活センターが共同で相談者の福祉的なニーズと消費者被害救済のニーズを同時に満たすようなしくみを作りたいと考えている。

指標(6)消費生活センター SNS アカウント登録者数について

当初の目標は 400 人であり、令和 4 年度の登録者数は 120 人、令和 5 年度は 170 人、現在は 210 人と地道に伸びているので、今後も継続して登録者数の増加に努めます。

【笹川会長】

ただいま事務局からご報告があったが、質問等いかがですか。質問はないようなので、議事案件 3「堺市消費者安全確保地域協議会設置について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「堺市消費者安全確保地域協議会設置について」の現状について説明

- ・設置までのスケジュール例（令和 7 年度には運用を開始したいと考えている。）
- ・設置イメージ
- ・想定している協議会構成メンバー

【笹川会長】

ただいま事務局からご説明いただいたが、ご意見、ご質問などありましたらよろしくお願いします。他にご意見ご質問等なければ次の案件について事務局から説明をお願いする。

【事務局】

議事案件 4 「消費者教育コーディネーター設置について」

・「消費者教育の推進に関する法律」に地方公共団体の責務が定められており、各市で法律の施行後に、閣議決定でこの責務を担うために消費者教育コーディネーターの設置が進められている。本市も、これまで啓発活動や学校等と協力して教材の配布などを行っていたが、令和 6 年 4 月 1 日付で、教育・啓発担当職員を「消費者教育コーディネーター」として位置付けたところです。

・具体的には、学校・地域社会・家庭・職域それぞれで実施している啓発事業を、共に消費者教育に取り組む相手と、共通の目的を持ち連携・協働していきたい。

【笹川会長】

事務局より消費者教育コーディネーターの件について教えていただいたが、ご意見、ご質問はいかがですか。

【吉井委員】

私は少子教育が専門としており、このコーディネーター設置は非常に期待しており、大変なことは十分分かっているが頑張ってもらいたい。私はすごく期待しておりますので、協力させていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

【笹川会長】

はい、ありがとうございました。他に委員の方、何かご質問ありますでしょうか。

【花田委員】

私は、民生の市民、児童委員をさせていただいてまして、その観点からですが、学校や地域の組織と上手く連携し共同して取り組みを進めていただければと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。今までつながっていなかった人たちと、繋がれるよう進めていきたいと考えています。

【笹川会長】

ご意見・提案等がありますでしょうか。消費者教育コーディネーターを設置すると、それによって、こういった繋がりができるのではないかといった意見・提案等があれば大変ありがたいですが。

【平野委員】

認知症サポーター養成講座等と繋がりをもつのもよいのではないのでしょうか。

【西野委員】

弁護士会として高齢者に関する取り組み等行っておりますので、コラボという形でお話をいただければ連携してやるのではないかと思います。

【笹川会長】

ありがとうございます。他に委員の方々と、例えば自分の出身団体とこんなことができる可能性がある等、ご意見いただければ幸いです。

【亀田委員】

消費生活センターでいろいろな団体に新しい情報を伝えるとともに、いつもアンテナをはっていただけるような、消費者教育コーディネーターを作ってほしいと思います。また、消費生活センターでしたら、色々なところに講座に行かれると思うので、こういう事例があったと情報共有してもらうことが大切かと思っています。

【事務局】

ありがとうございます。色々な手法を研究したいと思いますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

【笹川会長】

他に何かご意見等ありますでしょうか

【西川委員】

近年の社会情勢を受け、消費者問題は多くの課題があることと思います。協力できることを勉強していきたいと思います。

【笹川会長】

はい、ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方もよろしいでしょうか。

それでは議事案件「第4期堺市消費者基本計画策定について」事務局より説明願います。

【事務局】

第3期堺市消費者基本計画は令和7年度で終了となりますので、来年度は第4期堺市消費者基本計画の策定時期となります。次の審議会でご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【笹川会長】

皆さまありがとうございます。本日の審議内容を踏まえて意見や考え方を整理し、事務局には今後の取組みへの反映をお願いしたいと思います。事務局から事務連絡があれば願います。

【事務局】

本日は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

【笹川会長】

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、会議を終了いたします。委員の皆さまには、長時間ありがとうございました。